公告 第 918 号
令和8年11月12日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第３２４会計隊長　菅原　健太

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6LWD10409180	6MM01C40010 0001		

品名　または　件名
重油１種１号
部品番号　または　規格
仕様書のとおり（ＪＩＳ１種１号）
使用器材名

予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
2,172.00	KL						

納地または工事場所	引渡場所
東千歳駐屯地	東千歳駐屯地　小玉曹長（３３５４）
搬入場所	納期または工期
	令和8年12月1日（火）～令和9年2月19日（金）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
陸上自衛隊東千歳駐屯地 第３２４会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年11月24日（火）10時00分　第324会計隊　契約班

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：単価　契約方式：一般競争

７　注意事項
（１）　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
イ　令和８年度有効の全省庁統一資格において「物品の販売」の「A」「B」「C」「D」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者である事。（資格審査結果通知書の写しを入札時に必ず提出すること。）
ウ　別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
エ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　「入札及び契約心得」を厳守している者。
（２）　保証金等に関する事項
ア　入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
イ　契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。
（３）　入札の無効
ア　第２項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ　入札に関する条項に違反した入札
ウ　入札金額、入札者の氏名判別し難い入札
エ　電報・ＦＡＸによる入札
オ　入札開始時刻に遅れた者による入札
カ　誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
キ　次の文面を記載していない入札書による入札。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約

心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

（４） 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（５） 落札決定方式

入札書に記載する金額は単価とし、単価が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が２人 以上ある場合は、抽選により決定する。

（６） 契約条項

本契約は「物品売買契約条項」、「単価契約に関する特約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

（７） 契約書の作成

契約書は作成する。但し、落札金額が１００万円未満の場合は契約書を作成しない。

（８） その他

ア 再度入札の必要が生じた場合

直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。

イ 郵便入札

件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和８年１１月２３日（月）１７時までに第３２４会計隊契約班に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

ウ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知したときとする。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 入札に関する事項の問合わせ先

〒066-8577
北海道千歳市祝梅1016
陸上自衛隊 東千歳駐屯地 第３２４会計隊 契約班（担当：桶屋）
TEL0123-23-5131（内3441） FAX0123-23-3642（直通）

（９） 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

（ア） 東千歳、札幌、島松の各駐屯地会計隊、千歳商工会議所、千歳市役所

（イ） 北部方面会計隊ホームページ

イ 掲示期間

令和８年１１月１２日（木）～ 令和８年１１月２４日（火）

防衛省仕様書

重　　油

（FUEL OIL, BURNER）

ＤＳＰ
Ｋ　２２１０Ｆ
制定　昭和 48. 3. 30
改正　平成 21. 4. 13

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

1.2　種類

種類は，表１による。

表1－種類

種　類		物品番号	納入区分	注　記
特　種	1号	9140－299－0191－5	バルク	硫黄分を除き，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）1号のもの。
		9140－422－1089－5	ドラム	
	2号	9140－299－0192－5	バルク	
1　種	1号	9140－299－0163－5	バルク	ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）1号のもの。
		9140－419－9913－5	ドラム	
	2号	9140－412－4648－5	バルク	硫黄分を除き，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）2号のもの。
		9140－419－9914－5	ドラム	

1.3　製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称及び種類による。

例　重油　特種1号

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　規格

ＪＩＳ　Ｋ　２２０５　重油

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

ＮＤＳ　Ｚ　０００１　包装の総則

b)　仕様書

ＤＳＰ　Ｚ　１００２　鋼製ドラム，200L

c)　法令等

工業標準化法（昭和24年法律第185号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2　製品に関する要求

品質は，次による。

a)　特種1号及び特種2号は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）1号による。ただし，硫黄分は，特種1号については0.1%以下，特種2号については0.3%以下とする。

2.

K 2210F

b)　1種1号は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種(A重油)1号による。

c)　1種2号は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種(A重油)2号による。ただし，硫黄分は，1．0%以下とする。

3　品質保証

検査は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５によるものとし，それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4　出荷条件

4.1　容器

容器は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は，所要の修理及び完全な洗浄を行い，その外面塗装は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２に規定する塗料，塗色とする。

4.2　表示

表示は，ＮＤＳ　Ｚ　０００１による。ただし，陸上・海上・航空各自衛隊の標識は，“防衛省”と替えて表示する。

4.3　納入単位

納入単位は，15℃における容量(L)とする。ただし，バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は，特に指定しない限り，温度換算は行わないものとする。

5　その他の指示

納入の際，以下の成績書等を提出するものとする。

5.1　測定結果

測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９により，密度(15℃)g／cm^3を測定した結果とする。

5.2　成績書等

成績書等は，次による。

a)　工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS　K　2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。

b)　前 a)以外のものについては，揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項，第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

重　　油

ＤＳＰ
Ｋ 2210F(2)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 2年8月21日

(FUEL OIL, BURNER)

この改正票は，ＤＳＰ　Ｋ　２２１０Ｆ(重油)についてのものであり，ＤＳＰ　Ｋ　２２１０Ｆ（１）を含め累積記載されている。この改正票はＤＳＰ　Ｋ　２２１０Ｆと併用される。

1.4　a)　**規格**　中

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１　原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２　原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３　原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４　原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4　c)　**法令等**　中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1　**測定結果**

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９によって，密度(15 ℃)g／cm³を測定した結果とする。”を

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３又はＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４によって，密度(15 ℃)g／cm³を測定した結果とする。”に改める。

5.2　**成績書等**　中

“　a)　工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(ＪＩＳ　Ｋ　２２０５に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。”を

“　a)　産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(ＪＩＳ　Ｋ　２２０５に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名　：　防衛装備庁　調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

別　紙

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

1　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ　（１）及び（２）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（１）又は（２）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

単 価 調 査 依 頼 書

令和8年11月12日

業 者 各 位

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第３２４会計隊長　菅原　健太
TEL(0123)23-5131　内線3441
FAX（0123）23－3642
担当　桶屋（おけや）

件名：重油１種１号

Ｎｏ.	品　　名	規　　格	予定数量	単位	単　　価(税抜)
1	重油１種１号	仕様書のとおり （ＪＩＳ１種１号）	2,172	KL	

※　本単価調査依頼書は消費税抜きの価格を記載して下さい。

※　提出期限：令和8年11月19日　12時00分まで

令和8年11月19日

業　　者　　名

印